

初診時・時間外選定療養費の徴収について

当院では、患者さまが初診時に他の医療機関からの紹介状をお持ちでない場合には、『初診時選定療養費』のご負担を従前よりお願いしておりますが、令和6年4月よりその料金を3,300円（税込）とさせていただきます。

※ 厚生労働省は「初診の診療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う」という医療機関の機能分担を推進しています。この方針に基づき、200床以上の病院に対し、初診時に紹介状を持参されない場合は選定療養費を負担していただくことが認められております。

また、時間外の受診（夜間・土日・祝日・年末年始）につきましても診療費とは別に『時間外選定療養費』として令和6年4月より3,300円（税込）のご負担をお願いすることといたします。

※ 当院の救急外来は、入院を必要とするような重症の患者さまや、緊急の処置・対応が必要な患者さまを最優先に24時間体制で診療しています。しかし、時間外に受診される患者さまのなかには、緊急性の低い軽症の方が少なからずおられるため、重症患者さまへの迅速な対応に支障を来す場合があります。このような状況を少しでも改善するために受診の結果、緊急受診の必要が低いと判断した患者さまには『時間外選定療養費』をご負担していただくことといたしました。

ただし、以下に該当する患者さまはご負担いただく必要はありません。

【初診時選定療養費】

- 他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
- 緊急のため救急車などで搬送された方
- 生活保護法による医療扶助の対象となっている方
- 特定の疾患や障害などで各種公費負担を受給されている方
- 初めての受診科であるが当院で別の診療科に通院されている方
- 当院で健康診断等を受け、その結果により受診が必要な方

【時間外選定療養費】

- 他院からの救急外来受診のための紹介状をお持ちの方
- 緊急のため救急車などで搬送された方
- 救急外来で受診後、そのまま入院となった場合
- 生活保護法による医療扶助の対象となっている方
- 生活保護法による医療扶助の対象となっている方

- 診察後入院となった場合
- 当院で治療中の疾患において、注射・処置等のための救急外来を受診するように指示された方

何卒、ご理解くださいますようお願いいたします。

選定療養費に関する Q&A

●選定療養費（初診時・再診時・時間外）って？

「初期の診療は地域の病院で、高度・専門医療は大きな病院で行う」という医療機関の機能分担を目的に設定された制度で、紹介状を持参せずに受診をした場合に、患者さまにご負担いただく費用のことです。

●初診時選定療養費はどんな時に支払うの？

他の医療機関からの紹介状なしで受診された初診の患者さまが対象となります。

厚生労働省の定めにより対象外となる場合は次のとおりです。

- ・救急車で搬送された方
- ・夜間または休日に救急外来を受診された方（ただし、急を要しないと判断した場合は除く）
- ・各種公費負担制度受給者の方（乳幼児医療、ひとり親家庭等医療、こども医療は除く）
- ・当院の別の診療科から院内紹介された方（人間ドック、健康診断含む）
- ・医科と歯科の間で院内紹介された方
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった方
- ・当院の治験協力者である方
- ・災害により被害を受けた方
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方

●時間外選定療養費はどんな時に支払うの？

救急外来は、入院を必要とするような重症の患者さまや、緊急の処置・対応が必要な患者さまを最優先に 24 時間体制で診療しています。しかし、時間外に受診される患者さまのなかには、緊急性の低い軽症の方が少なからずおられるため、重症患者さまへの迅速な対応に支障をきたす場合があります。このような状況をすこしでも改善するために、受診の結果、緊急受診の必要性が低いと判断した患者さまには時間外選定療養費をご負担していただくことといたしました。今後も地域の皆様に安全で質の高い救急医療を提供するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に該当する方は徴収対象外となります

- ・他院からの救急外来受診のための情報提供書(紹介状)をお持ちの方
- ・当院で治療中の疾患において、注射・処置等のため救急外来の受診を指示された場合
- ・救急外来で受診後、そのまま入院(転院)となった場合
- ・救急車で搬送された場合

●初診時選定療養費の除外対象となる公費負担受給者とは具体的にどのような方ですか？

国の法律に基づく公費負担制度であり、例えば特定疾患や自立支援、肝炎治療特別促進事業等です。

●保険証を忘れて受診する場合は、選定療養費はかかりますか？

保険証を忘れて受診される場合は保険証を持参されるまで一時的に自費扱いとなりますが、保健診療と同様の取り扱いとなりますので徴収の対象となります。

●複数の診療科を受診しており、ひとつの診療科で主治医が他の医療機関へ紹介の申し出をしたにも関わらず、自らの希望で当院継続受診する場合、すべての診療科で再診時の選定療養費を支払うことになりますか？

再診時の選定療養費は、診療科単位で徴収します。例えば、2つの診療科を受診する場合、ひとつの診療科で主治医が他の医療機関へ紹介の申し出をしたにもかかわらず、かかりつけ医からの紹介状を持たずに当院を継続受診するときは、その診療科のみ受診の都度再診時の選定療養費を徴収いたします。また、2つの診療科ともに主治医が他の医療機関へ紹介の申し出をしたにもかかわらず、それぞれの診療科にかかりつけ医からの紹介状を持たずに当院を継続受診する場合はいずれの診療科も受診の都度再診時の選定療養費を徴収いたします。

●前回受診した際に、一定の期間経過後の受診を指示されましたが、初診時選定療養費はかかりますか？

診察時に、医師の指示による受診であるかどうかを判断いたしますので、初診時選定療養費がかかる場合があります。

●特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査の指示を受けた場合は、選定療養費の対象外となっていますが、人間ドック等会社で行う健康診断も含まれますか？

基本的には選定療養費の対象外となる健康診断に含まれますが、その判断は個別に行います。もし判断に迷うようであれば電話にてお問い合わせください。

●診察券を持っていても、支払うの？

初診と判断され、紹介状を持参されない場合は、初診時選定療養費をお支払いいただきます。また、再診時選定療養費の対象となっている方もお支払いいただきます。

●次回の予約(受診)を『1年後』と言われたけど、支払うの？

当院の医師からの指示のもと、受診日を予約している場合は、期間にかかわらず、お支払いいただくことはありません。ただし、きちんと次回予約について当院の医師とお話ください。

●健康保険の適応になるの？

適応にはなりません。医療費(1割・2割・3割)のお支払い分と、選定療養費を合わせた金額をお支払いいただきます。

●別の病院へ紹介されたけど、もう受診できないの？

当院は、急性期（病気やケガの発症から症状が安定するまでの期間）の治療や、高度な医療による治療を担当しています。紹介先（通院している）の医療機関の医師とご相談いただき、当院での治療が必要と判断された場合には、これまでの経過等を記載した当院宛ての紹介状をご準備いただければ受診ができます。

●後日、紹介状を持ってきたら返金してくれるの？

紹介状は、診察をするにあたりこれまでの患者さまの情報（症状・治療・投薬状況）を知ることができ、迅速に治療方針を決めることができます。後日お持ちいただいても、ご返金の対応は行っておりません。

●救急での受診も、支払うの？

急を要しないと判断できる受診に対しては、お支払いいただきます。

例) 私用で日中に来院できなかったから、救急(時間外)受診に来た場合

日中から体調の変化を自覚したが、日中は混んでいると思い、救急(時間外)受診に来た場合
時間外に受診をする必要がないと、医師が判断した場合等

※無理に我慢をする必要はありません。